

## 防災・減災、国土強靱化等の取組の充実・強化を求める意見書

近年、全国各地で豪雨や地震等による大規模自然災害が頻発し、甚大な被害が発生している。

令和2年7月豪雨では、全国の広い範囲で記録的な大雨となり、河川堤防の決壊等による浸水被害や土砂災害等が発生し、多くの尊い命が犠牲となった。

このような大災害は、もはやどこで起こっても不思議ではなく、過去に大水害のあった一級河川狩野川や浸水被害に悩まされてきた二級河川沼川、さらに伊豆半島や愛鷹山など火山性の脆弱な山々や、加えて南海トラフ地震等による津波など様々な自然災害リスクを抱える本市においても、他人事ではない重大事である。

気候変動の影響により頻発化・激甚化する風水害や大規模地震等の自然災害に対応していくためには、国、県及び市町が一体となって、防災・減災、国土強靱化の取組をさらなるスピード感を持って進めていくことが求められる。

このため、国においては、地方公共団体が防災・減災、国土強靱化等の取組を計画的・安定的に進められるよう、下記の事項について措置されることを強く要望する。

### 記

- 1 災害から国民の命と暮らしを守り、防災・減災が主流となる社会を構築するため、抜本的かつ総合的な防災・減災対策の仕組みを早急に確立すること。
- 2 防災・減災、国土強靱化等に資する社会資本整備を推進するため、補助採択基準の緩和や補助率の引上げなど国庫補助制度の拡充を図るとともに、必要な予算を安定的・持続的に確保し、地方負担分については地方財政措置の拡充を図ること。
- 3 令和2年度が最終年度となる「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」について、対象事業及び財政措置を拡充した上で同様の施策を継続すること。
- 4 今後、想定される南海トラフ巨大地震等の大規模な災害に備え、広域幹線道路の整備を強力に推進し、ルート多重化も踏まえた災害に強い緊急輸送ネットワークの構築を図ること。
- 5 社会資本整備に加え、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、国の地方支分部局に必要な人員体制の維持・充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年10月16日